

令和5年11月22日

## 全群教最終回答

### 1 教職員の未配置について

喫緊の課題と認識しており、未配置が生じないように、引き続きあらゆる手段を講じていきたい。

### 2 教職員の未配置への緊急対応について

年度途中に欠員が生じた場合でも、早急に配置ができるよう努める。

### 3 柔軟な人員配置について

人事委員会報告を尊重し、産・育休前特配の職種拡大など、柔軟な人員配置や必要な人員確保に努めていく。

### 4 教職員の長時間過密労働の解消について

教職員の多忙化解消は最重点課題の一つと認識している。学校現場の実態把握に努め、業務の精選の推進など、具体的な多忙化解消につなげていきたい。

### 5 時間外労働について

勤務時間外にやむを得ず勤務せざるを得ない場合には、適切な配慮をするよう管理職への指導を徹底したい。

### 6 休憩時間について

子どもたちを相手にする学校の勤務においては、休憩時間が取りにくい状況にあると認識している。休憩時間の確保ができるよう、群馬県教育委員会として取り組んでいきたい。

### 7 教職員の業務について

教職員が様々な業務に従事していることは認識しており、教職員としての職務を全うできるよう、学校における働き方改革を推進したい。

### 8 教育支援について

発達検査等に通じていない教職員が行う等、不適切な実態が認められる場合には、その改善に向けて努めていきたい。

### 9 30人以下学級の実施について

本県では、国の方針を先行する形で、中学校第3学年まで拡大して35人以下学級編制を実現している。定数改善の必要性は群馬県教育委員会としても認識しており、引き続き、国へ要望していきたい。

10 特別支援学級の学級編制基準の引下げ及び教職員の配置について

特別支援学級の学級編制基準の引下げの必要性は認識しており、引き続き、国に要望していきたい。また特別支援学級への教職員の加配措置については、市町村教育委員会と連携し、学校の現状に応じて配置できるよう努めていく。

11 特別支援学校における地公臨の解消に向けて

教員採用試験では、ここ数年、特別支援学校教員で50名程度を採用している。引き続き地公臨の解消に向け、配置については正規雇用の職員となるようにしていきたい。

12 ICT教育における保護者負担について

通信環境の整備を含めたICT環境整備については、要求の趣旨を踏まえ、国に対して十分な財政支援措置を講じるよう今後も継続して要望していきたい。

13 教職員の研修等について

教職員の研修等については、教職員自身の意欲や主体性を十分に尊重するとともに、指導案などが過重な負担にならないよう、管理職に周知徹底していく。

14 指導主事訪問について

未配置が生じているなど困難な状況にある場合は、市町村教委に相談していただきたい。市町村教委には、実施時期や実施内容の見直しを検討していただくなど、学校に過度の負担が生じないよう依頼していきたい。

15 初任者研修について

初任者研修の実施においては、指導案の簡略化や指導案なしでの研究授業の実施も可能など、具体的な対応について周知し、受講者に過度な負担とならないようにしていきたい。

16 「全国学力・学習状況調査」について

参加及び協力について各市町村教委の主体性を尊重しつつ、学校現場や教職員への負担が明らかになった場合には、対応を検討していきたい。

17 新体力テストについて

新体力テストの実施について、組合と意見の相違があることは認識しているが、県教委としては実施していきたい。ただし、実施に係る負担軽減の取組等は、引き続き進めていきたい。

18 部活動について

必ずしも教師の担う必要のない業務である部活動の負担軽減を進めていきたい。部活動の顧問については職員の意向を十分配慮し、強要することのないよう管理職を指導するとともに、希望しない教職員が部活動に関わる必要がない環境を整備していきたい。

19 小学校の各種大会について

県小学校体育研究会に対し、大会に関わる教職員の負担軽減に配慮するよう伝えていきたい。  
各種大会に教職員を動員する際は、教職員の意向に十分配慮するとともに、参加を強要することのないよう管理職に周知したい。

20 各種休暇等の諸権利を行使しやすい環境づくりについて

育児に係る休業・休暇が取得しやすい環境整備に努めてまいりたい。

21 不妊治療休暇の拡充について

一年間の不妊治療休暇の必要性は認識している。制度について、研究を進めていきたい。

22 高校入試の要項について

入学者選抜実施要項について、前年度中に公表することは困難であるが、今後、例年より早めに公表できるよう努めたい。

23 教員採用試験について

試験官の共通理解を徹底し、公正・公平な教員採用試験の実施に努めていきたい。

24 臨時教職員の扱いについて

任用を依頼する際、本人に任用期間が短縮されること等も含め、引き続き丁寧に説明し、了承を得た上で任用してまいりたい。また任用期間が短縮され、任用替えとなる場合は、任用者に負担がかからない手続き等について、他県の事例などを研究していきたい。

25 教育委員会からの提案事項について

- (1) 今年度の給与改定については、人事委員会の勧告どおり実施する。
- (2) 会計年度任用職員については、勤勉手当を支給する。支給に当たっては、業績評価の結果を処遇反映する。
- (3) 非常勤講師の報酬単価については、見直しを行う。
- (4) 県立夜間中学（県立みらい共創中学校）に勤務する教育職員に対して支給する特殊勤務手当（夜間学級担当手当）を新設する。
- (5) 特別休暇については、見直しを行う。